

RKB 毎日放送
報道部 担当者殿

抗議文

平成29年7月に福岡県春日市で発生した、2歳児がむし歯治療後に死亡した事故に関する貴社の報道を拝見いたしました。

RKB 毎日放送ニュース <https://www.youtube.com/watch?v=4vprHOG0-gw>

TBS NEWS DIG <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/rkb/1129667>

本件は大変痛ましい事故であり、現在も裁判が継続中であることから、治療にあたった歯科医師の責任の所在はもとより、再発を防止するための徹底的な原因の解明が図られることを望んでおります。しかし、貴社の報道において、「子供の歯科治療は過剰治療になりやすい」と指摘されており、国民に誤解を与える内容となっております。また、取材に対応した医師・歯科医師の発言内容には、小児歯科の専門医がこれまでに培ってきた見解に対し、重大な相違と曲解があると言わざるを得ません。

まず法医学者である医師のコメントとして、「乳歯なのでそのまま抜けるのを待っててもいいし、他の歯にむし歯が進まないように予防的に治療する、その程度の治療でじゅうぶんだと思います」と、そうすることが歯科治療において一般的であるかのように記載されています。しかし、乳歯のむし歯であっても詰め物をする治療が必要なケースは多くあり、小児歯科の専門医はむし歯の大きさだけでなく、今後むし歯が進行するリスクや家庭環境をも踏まえ、その段階での治療が必要かということを判断します。本件報道は、乳歯はそのまま抜けるまで待つか、他の歯に虫歯が進まないように予防的に治療する程度で十分であると誤解を与えかねない内容となっております。まして、治療したことそのものが過剰であり、事故につながったとするコメントには根拠がありません。

また、「なんで麻酔を注射したのか」というコメントもありますが、小児歯科専門医がむし歯治療に対し麻酔を行うことはしばしばあり、痛みを長く与えないためには、特に必要な基本的処置と考えています。医師のコメントからは、麻酔をしないことが小児の歯科治療では一般的であるという誤解を、国民に与える報道になっております。なお、本件報道においては小児に対する歯科治療が利益を得やすい構造になっているという記述もありますが、むし歯治療に対する麻酔の注射については診療報酬を得られる処置ではありません。小児の治療にあたる歯科医師は、麻酔により収入は得られないが、必要と診断したから麻酔を行っています。報道の医師のコメントにあるような、「ちょこっと削ってちょこっと詰めた」治療であれば、麻酔を行うメリットは歯科医師側にはありません。

さらに、司法解剖に立ち会ったのは法医学の医師と口腔外科の医師であり、「麻酔治療が必要なむし歯は1本もなかった」、ということですが、子どものむし歯治療に日常的に取り組んでいる小児歯科専門医からの所見が全くありません。報道でも記載のあったように、むし歯のある小児の割

合は減っているのは事実ですが、実際にはむし歯のない子と極端に多い子への二極化がすすんでいます。そうした小児の保護者の多くは小児患者の多い歯科医院を受診しているため、小児のむし歯を数多く目にし、適切な診断ができる歯科医師は少ないのが現状です。加えて、乳歯のむし歯は、表面的には何も穴があるように見えなくても中で大きく広がっていることも多く、一見してむし歯がないとは判断できないケースが多々あることも、診断の際には十分に留意する必要があります。

次に、6歳未満の場合、歯を削る治療の診療報酬が大人の1.5倍になっているため、歯科医師からのコメントとして、「応急処置以外は治療しなかった3歳未満のむし歯や治療可能な年齢であっても昔なら治療しなかったような小さなむし歯が削られている」と記載されています。本来、診療報酬は治療に対するコストや処置時間などによって決定されており、小児の場合、処置に要する時間や関わるスタッフが多く必要であるという判断から、ご指摘のように設定されています。むし歯の治療の要否については個々の歯科医師が診断しますが、上述の通り小児のむし歯については適切な診断ができる歯科医師が少なく、日常的に小児の診察にあたっている小児歯科専門医とそうではない歯科医師の診断の差異が非常に大きいこともあります。むしろ早期の対応が必要なむし歯がそのままになっているケースも多く、コメントを行った歯科医師も小児歯科の専門性を有していないことから、適切な診断を行っていない可能性が非常に大きいと考えています。

また、歯を削る治療と、進行止めを塗った時の保険点数の比較をされておりますが、この治療選択の判断は小児の歯科治療に対する協力状態、小児に対応する歯科医師の技量に依存するものです。小児歯科専門医であっても低年齢や協力が得られない場合は進行止めを塗ることがありますが、この治療はあくまでも一時的なものと考えられており、成長や協力度の改善が見られた後は削る治療を行うことが基本であるとされています。したがって、一時的な処置である進行止めと、削って詰める治療が、同等の結果がもたらされるのに過剰な治療が行われているかのように記載されている本件報道は国民に誤解を与えるものです。

小児のむし歯については、昭和の時代に「むし歯の洪水」と呼ばれていた時期があり、むし歯があっても歯科医院を受診できない状況を解決するために、歯学部の新設や定員の増加により対応してきた経緯があります。その結果、歯科医療関係者、行政や国民の努力により小児のむし歯の減少につながっておりますが、現在でもむし歯が多い子は多くいるのが現状です。そのような子は一般開業医で対応できないことが多く、小児歯科専門医は小児やその保護者の双方に対し、個々に応じたむし歯リスクの低減のためのアドバイスや処置を行っています。また、昨今の子育て世代の多くは、小児の口の健康を守る意識が高まっていることもあり、小児歯科では治療だけでなく、むし歯予防や歯並び、口の機能の管理など多岐にわたる悩みに対応しています。今回のような国民に誤解を与える内容の報道により、国民に大きな不安を与え、子どもやその保護者が小児歯科受診を控える、あるいは歯科医師が治療に対して躊躇するなどの影響が生じた場合、子どもたちの適切な口腔環境の維持が阻害される可能性が大いに考えられます。また、安心安全な小児歯科医療の提供を行うべく日々努力されている小児歯科専門医の業務にも、重大な支障を生じています。小児の歯科診療に関する状況を正確に把握した上で報道していただくことを強く願います。また、今回の事件の検証等を行うにあたっては、専門的領域である小児歯科医療に関する正しい知識が必要不可欠ですので、少なくとも、日本小児歯科学会の見解も併記すべきであることを、申し添えさせていただきます。

本件に関し、日本小児歯科学会といたしましては、貴社に放送内容の修正・謝罪記事の掲載、現在の web 動画の削除を要求いたします。

公益社団法人 日本小児歯科学会
理事長 新谷 誠康
事務局 東京都豊島区駒込 1-43-9
駒込 TS ビル 3 階 (一財) 口腔保健協会内
TEL : 03-3947-8891 (代)